

岩瀬日本大学高等学校における学費等補助制度（令和4年度入学生用）

本校における学費等の補助制度は、以下のものとなります。

- ①就学支援金（国の助成）
- ②授業料軽減事業（茨城県及び本校の助成）
- ③入学金軽減制度（茨城県の助成）
- ④高等学校等奨学給付金（国及び保護者在住県の助成）
- ⑤学費援助等奨学金（本校独自の助成）

各補助制度の内容は下記のとおりとなります。

また、これらの補助制度はすべて給付型となるため、返済の必要はありません。

なお、国及び県が助成に関わっている制度は、他の私立高校へ進学した場合（一部は県立高校）でも受けることができる制度です。（本校独自の制度ではありません。）

①就学支援金

高等学校等就学支援金は、高校等に通う生徒等に対し、授業料の一部又は全部を支援する制度です。2020年4月から、年収590万円程度未満世帯を対象として、就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げられ、これまで以上に支援が充実しました。本校においては、令和3年度入学生より授業料全額の月額33,000円（年額396,000円）が就学支援金で受給できることとなり、**実質負担0円**となります。なお、年収910万円程度未満世帯に対しては、これまでどおり月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。

なお、年収910万円程度以上の世帯は所得制限となり国公私立高校ともに就学支援金を受給できません。

②授業料軽減事業

授業料軽減事業は、国からの支援である「就学支援金」とは別に、各都道府県で補助を行う制度です。茨城県でも、解雇や経営状況の悪化、倒産、保護者の死亡、長期療養などの事情により家計が急変し、家計急変後の所得が授業料等の支援（高等学校等就学支援金）対象相当となる世帯に、学校法人を通じて補助を行っています。

ただし、高等学校等就学支援金の支給額が、月額33,000円に該当する生徒は、高等学校等就学支援金制度において授業料支援を受けることができますので、本事業は対象外となります。

③入学金軽減制度

入学金軽減制度は、年収590万円程度未満の条件に該当する世帯に対して、当該世帯の生徒の学校選択の幅を広め、就学機会の確保を図るための制度で、納付した入学金のうち最大96,000円を補助するものです。条件に該当していれば、**茨城県外から通学の生徒でも、補助の対象となります。**

④高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金制度は、保護者全員が住民税非課税の世帯及び生活保護世帯に対して授業料以外の教育費の負担を軽減するための制度です。なお、国の補助による都道府県事業とするため、都道府県によって制度内容が異なります。茨城県では、世帯の家族構成に応じて年額 52,600 円から 150,000 円の給付金を交付しています。

⑤学費援助等奨学金

学費援助等奨学金は、卒業生、生徒保護者及び役教職員等の寄付金等をもって設定した奨学基金を家庭の経済状態が就学困難ならしめている事情のもとにある生徒および生徒の家庭が天災、人災などの不慮の事情に遭遇し、かつ学業継続の意思ある者に対して教育費の一部に奨学金を給付する本校独自の制度です。申請のあった生徒のうち、保護者全員の所得の合計金額が少ない順に最大年額 100,000 円の奨学金を給付しています。

※文中にある年収とは、4人世帯（夫婦と子ども2人）をモデルにした目安であり、審査は保護者全員の課税額に基づきます。（制度によって計算方法が異なります。）

本校における学費等補助制度

別紙1

	制度名	対象学年	支給判断項目	支給基準	補助金額	補助負担 (※1)	備考
①	就学支援金	全学年	保護者全員の「課税標準額（課税所得額）×6% – 市町村民税の調整控除の額」で算出した額の合計額	154,500円未満の世帯	月額33,000円	国	
				154,500円以上304,200円未満の世帯	月額9,900円		
②	授業料軽減事業	全学年	解雇や経営状況の悪化、倒産、保護者の死亡、長期療養などの事情により家計が急変した場合	解雇や経営状況の悪化、倒産、保護者の死亡、長期療養などの事情により家計が急変し、家計急変後の所得が授業料等の支援（高等学校等就学支援金）対象相当となる世帯	月額最大23,100円	県・学校	
③	入学会金軽減事業	1学年	保護者全員の道府県民税・市区町村民税所得割合算額の合計	85,500円未満の世帯	年額96,000円	県	
				85,500円以上257,500円未満の世帯	年額48,000円		
④	高校生等奨学給付金	全学年	保護者全員の道府県民税・市区町村民税所得割合算額の合計	生活保護世帯	年額52,600円	国・県	茨城県の場合
				0円（非課税）世帯で対象となる高校生等が第1子の世帯	年額129,600円		
				0円（非課税）世帯で15歳（中学生を除く）以上23歳未満の被扶養者がおり、対象者となる高校生等が第2子以降の世帯	年額150,000円		
⑤	学費援助等奨学金	全学年	保護者全員の所得金額の合計	申請者の中から所得金額の少ない世帯順に支給	年額最大100,000円	学校	

※1 補助負担に国及び県が関わっている制度は、他の私立高校へ進学した場合（一部は県立高校）でも受けることができる制度です。（本校独自の制度ではありません。）

※2 上記の制度を受けるには、申請が必要となります。

※3 上記のすべての制度は、給付型となるため返済の必要はありません。

※4 支給判断項目や支給基準及び補助金額は、変更となる場合があります。

※5 上記の制度は、令和3年度実施のもの（実施予定含む）であるため、次年度以降変更・中止となる場合があります。

本校における学費等補助制度の補助金額目安

別紙2

想定する世帯年収（※1）	就学支援金	授業料軽減	入学金軽減	高等学校等 奨学給付金 (※2)	学費援助等奨学金 (※3)	年額補助合計	備考
270万円未満	396,000円	0円	96,000円	129,600円	100,000円	721,600円	実質授業料負担 0円
270万円以上～350万円未満	396,000円	0円	96,000円	0円	100,000円	592,000円	
350万円以上～590万円未満	396,000円	0円	48,000円	0円	100,000円	544,000円	
590万円以上～910万円未満	118,800円	0円	0円	0円	100,000円	218,800円	
910万円以上	0円	0円	0円	0円	100,000円	100,000円	

※1 想定する世帯収入は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の目安です。審査は保護者全員の課税額に基づきます。（制度によって計算方法が異なります。）

※2 在学する生徒が茨城県在住で第1子の高校生等の場合の給付金額です。

※3 対象となった場合の最大給付額です。

※4 いずれもすべて申請して認定された場合の最大補助金額の目安となるものであり、額を確定するものではありません。また、対象世帯や補助金額等は変更となる場合があります。